第1回 ワシントン条約の概要

ワシントン条約に対する5つの誤解

- 1. ワシントン条約は野生生物の保護に関するすべてを取り扱う
 - →誤り! **ワシントン条約は特定の種の国際取引だけを取り扱う。**
- 2. ワシントン条約はすべての野生生物の取引を禁止することを目的としている
 - →誤り! ワシントン条約は取引を規制するだけ。(特定の種については取引がかなり抑制される)
- 3. ワシントン条約は国内取引も規制する
 - →誤り! **ワシントン条約は国際取引だけを対象としている。**
- 4. ワシンントン条約の附属書は世界の絶滅のおそれのある動植物のリストである
 - →誤り! 附属書は国際取引によって影響を受ける動植物種のみを掲載している。
- 5. ワシントン条約は途上国に取引を抑えるよう強いている
 - →誤り! ワシントン条約は原産国と消費国双方に保護と資源の管理を求める。
- ▶ ワシントン条約の正式名称 は「絶滅のおそれのある野生 動植物の種の国際取引に関す る条約」です。Convention on International Trade Endangered Species of Wild Fauna and Flora の頭文字を とって、海外では CITES (サ イテス)と呼ばれている。
- ▶ 1973年3月3日に調印、 1975年7月1日に発効。

1. 目的

野生動植物が国際取引によって過度に利用されるのを防ぐため、

国際協力によって種を保護するための条約である。

2. 加盟国

2003年8月現在、**166**ヵ国

3. 規制内容

担制内容と対象動植物種

規制内容と対家動植物種			
	附属書(ふぞくしょ) I	附属書Ⅱ	附属書Ⅲ
記載基準	絶滅のおそれのある種で、取引により影	現在は、必ずしも絶滅のおそれはないが	締約国が自国内の保護のため、他の
	響をうけるもの	取引を厳重に規制しなければ絶滅のお	締約国の協力を必要とするもの
		れのある種となりうるもの	
主な種	900 種程度	4,500 種の動物と 28,000 種以上の植物	国ごとに指定される
	(例)ゴリラ、ジャイアントパンダ、ト	(例)ホッキョクグマ、カメレオン類、	(例) セイウチ (カナダ)、アジア
	ラ、アフリカゾウ、コンゴウインコ、シ	リクガメ類、猛禽類、ピラルク、タツノ	スイギュウ(ネパール)、カンムリ
	ーラカンス、アジアアロワナ、ウミガメ、	オトシゴ、シャコガイ等	エボシドリ(ガーナ)等
	サボテン科(一部)等		
規制の内容	● 商業目的の国際取引禁止	● 商業目的の国際取引可能	
	● 学術目的等の取引は可能だが、輸出	● 輸出国政府の発行する輸出許可書が	必要
	国、輸入国政府の発行する許可書が	(附属書皿の場合は、	CHR. Service and Service Servi
	必要	指定国以外であれば原産地証明が必要)	The state of the s
(26-1		T-7166-777 - 7771-16-16-16-16-16-16-16-16-16-16-16-16-16	
(資料:「絶滅のおそれのある野生動植物の国内取引管理」環境庁(1995)、			
CITES ホームページ http://www.cites.org より)			